

【小規模特養 花ハウスすみれ館 非常用自家発電設備設置工事 工事仕様書】

1. 工事名

小規模特養 花ハウスすみれ館 非常用自家発電設備設置工事

2. 工事場所

川崎市多摩区菅馬場3-21-1

3. 工事概要

次の(1)に定める機器を搬入し、据付及び配管・配線等の接続、調整を行い、停電時に電力供給が可能となる状態とする。発電機の燃料はLPガスによるものとし、関連するガス工事を行う。工事完了後、メンテナンスを行える体制を確保し、メーカー等から部品調達、修理が行えるものとする。

(1) 設置機器・数量、各工事仕様

主な機器の仕様については、次のとおりとする。

また発電機設置にかかる各工事の仕様は次に挙げるとおりとする。

品名	数量	基本仕様
発電機	1式	G513 (13kVA) LPガス発電機1台導入
発電機据付工事	1式	発電機基礎工事・据付工事を行う。 設置位置：別紙参照
電気工事	1式	1Fの一部エリアに非常用照明・コンセントの設置及び、2F既存分電盤への幹線工事を行う。自動切替機の取付工事を行う。
LPガス工事	1式	LPガス発電機用のガス設備新設を行う。 発電機への配管接続工事を行う。
その他	1式	発電機ガス設備の設置により必要となる消防署への申請を行う。

(2) 設置位置

非常用電源設置位置図を参照すること。また、必要に応じて事前連絡の上、現場の確認ができるものとする。

(3) その他工事

本工事に伴うすべて（既存設置機器の撤去および廃棄、機器の設置・運用に必要な接続配管・コード類、機器の搬入、据付、調整等、機器の設置・設定に係る必要なすべての部材、作業および手続等に必要な機材）の関連工事一式を行うものとする。

(4) 動作確認

各設置機器の正常な動作の確認をすること。

- (5) 保証および保守管理体制について
保証期間は、工事完了検収後1年間とし、機器が正常に動作するように無償で点検、修理、調整作業を実施すること。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はそれによる。また、納入者の責任に属する不良箇所が生じた場合は無料で修理、または交換するものとする。

4. 安全対策

- (1) 施工管理体制
本工事施工に際して事前に、施設担当者と立入区域、施工期間、施工内容、緊急時の連絡体制を協議すること。
- (2) 緊急時の連絡と対処
事故発生等の緊急事態が発生した場合には、応急措置を実施するとともに予め施設担当者が指示した連絡先に速やかに連絡すること。また、事故等の内容を記載した報告書を施設担当者に報告するとともに苦情、事故等の処理は請負業者が責任をもって対処することとする。

5. 工程上の制限・注意事項

- (1) 工事等においては、事前に施設担当者もしくは施設管理者と協議の上、日程を調整し、施設の運営に支障をきたさないように配慮すること。また、停電が必要な場合は、停電時間が最低限となるように設定すること。
- (2) 工事中は、施設利用者の安全対策及び既存建物に損傷を与えないよう、充分配慮して作業を行うこと。
- (3) 業務に影響が出るような作業（騒音等）については、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。
- (4) 設置場所については、施設担当者と協議し、承認を受け設置すること。特殊搬入が生じる場合には、別途協議をすること。
- (5) 設置作業が完了した後は、施設担当者との設置場所の確認を実施し、取扱説明を行うこと。

以上